

◎新潟県告示第1032号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、阿賀野市及び新潟市の一部を受益地域とする
県営阿賀野川右岸第3地区農業用排水施設整備（かんがい排水と併せ行う農地防災排水）事業計画を定めたの
で、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成26年7月2日から平成26年7月30日まで

3 縦覧に供する場所

阿賀野市役所、新潟市北区役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。